

平成 29 年 8 月 28 日

日本弁護士会連合会

会長 中 本 和 洋 殿

請求人 別紙請求目録記載のとおり

請求人代表 岡 村 勲

同 北 尾 哲 郎

(連絡担当) 米 田 龍 玄

(職印省略)

本年 5 月 26 日開催の日弁連第 68 回定期総会（以下「本総会」）における執行部の答弁は、不正確、不明瞭でした。

そこで、改めて質問しますから、本書到達後 3 週間以内に明確な回答を頂きたく、お願い致します。

質問及び回答は、報道機関、国民に対し公開することを付言いたします。

また、本総会の議事録を至急頂きたく、併せてお願い致します。

質 問 事 項

第 1 点

人権大会の宣言決議が、日弁連の意思決定となる法的根拠を説明して下さい。

日弁連は、人権大会の宣言決議を日弁連の方向を決定する金科玉条と考えていますが、人権大会は、日弁連総会と違い、招集手続規定、代理投票、不在者投票等の制度がなく、日弁連新聞、パンフレット、その他の情報で知り、かつ当日都合のつく会員だけが出席し、その過半数で決議するいい加減なもので、日弁連の意思を決定する機関ではありません。

昨年 10 月 7 日福井市で開催された第 59 回人権擁護大会（以下「福

井人権大会)」で、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」が採択決議されました。

しかし、当日集まった弁護士は、日弁連総会員 3 万 7606 人のうちのわずか 786 人（出席率 2.09%）であるうえ、賛成 546 人（会員の 1.45%）、反対 96 人、棄権 144 人で決議されたにすぎません。

日弁連は、「貴重な意見が出た」と日弁連新聞に書くだけで、詳細を会員に知らせないまま、この宣言に基づいて「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」を設置し、本年度予算 2500 万円を計上するなど、死刑廃止を求める活動方針があたかも日弁連の組織決定であるかのような対応をしております。

本総会で、人権大会での宣言決議の効力の根拠について質問したところ、「宣言案について、会内の委員会、理事会等で議論しているから、日弁連の意思決定として効力を持つ」というのが執行部の答弁でした。

これは、株式会社で例えれば、総務部や取締役会で議論しているから、参集した株主だけで決議しても、会社の決議になると述べるに等しい暴論であります。

改めて、人権大会での宣言決議が、日弁連の意思として効力を持つ法的根拠をお尋ねします。明確にお答えください。

第 2 点

福井人権大会に先立つこと 5 年前の 2011 年 10 月 7 日、高松市で開催された第 54 回人権擁護大会（以下「高松人権大会」）で、「死刑廃止について全社会的議論を開始することを呼びかける」という宣言が決議されました。

もともと、この大会準備のため理事会に提出された原案は、「死刑制度の廃止に向けて」とあったのですが、これについて「会内で賛成意見は全くなかった」（長野弁護士会、仙台弁護士会）、「個人の人生観、死生観、倫理観、信条等に深く関わる問題だから、もっと会内での議論が必要だ」、「強制加入団体がこういう形での決議を出すことには反対だ」、「日弁連が死刑制度の廃止を求めているという合意がどこで形成されたのか」「アンケート

などによる会員全体の意見を確認しないで、人権擁護大会で宣言すべきでない」などの反対意見が続出し、死刑廃止に「向けて」を「ついて」に改めた経緯があります。

死刑廃止そのものを目的とする福井人権大会の宣言は、高松人権大会宣言から大きく飛躍しております

この5年間に、どこで、死刑廃止の国民的社会的合意が形成されたのか、明確な回答をお願いします。

なお、高松人権大会後に、京都弁護士会は、死刑廃止の決議を否決しており、平成26年度の内閣府の調査では、国民の80.3%が死刑存置、9.7%が死刑廃止となっております。

第3点

法務大臣が、司法判断に従って死刑執行をしなければならないことは、憲法、法律上の義務であり、中学生でも知っております。

ところが、日弁連は、法務大臣には死刑執行の義務はない旨強弁して、死刑執行の都度、法務大臣に抗議し、単位会にも同様の行為に出るよう指導しております。

本総会でこの点を糺すと、担当副会長は「死刑を執行しない法務大臣が出ているから、死刑執行は法務大臣の義務ではなく、立憲主義にも反しない。法務大臣には裁量がある」と答弁しました。これは、「赤信号を無視して横断する者が出ているから、赤信号で止まる必要はなくなった」というに等しく、法律家の答弁とは思われません。

刑事訴訟法475条2項の規定をもって死刑執行は法務大臣の裁量に属するという説を唱える者がいるとすれば、その者は司法試験を確実に落第するであります。

立憲主義、三権分立、法の支配を常に主張する日弁連が、法務大臣の死刑執行を阻止しようとする法的根拠を、明確にお答え下さい。

第4点

日弁連は、国民主権が憲法の基本原理だと強調しております。

先に挙げたとおり内閣府の世論調査によると、前述のとおり回答者の80.3%が死刑制度支持、9.7%が死刑廃止支持となっております。

この80.3%の死刑制度支持者は、日弁連のいう主権者である「国民」に当たらないのか、当たらないとすれば、「国民主権」の「国民」とは何を指すのか、明確にお答えください。

第5点

日弁連が死刑廃止活動をすることは、死刑を求める犯罪被害者には、「弁護士は死刑を求める弁護活動をしてくれない」と思わせ、被害者と参加弁護士との信頼関係構築を困難にしませんか。

第6点

日弁連が死刑廃止活動をすることは、裁判員に予断や、不当なプレッシャーを与えることになりませんか。

第7点

憲法によって職業選択の自由、結社の自由が保障されるなかで、弁護士が弁護士会に加入を強制されるのは、職業倫理の向上と職務の改善等を図るための公共の福祉による例外ですから、例外は最小限度でなければならず、また、会員の思想、良心の自由は侵害されてはなりません。

死刑存置に賛成する会員の納める会費を、死刑廃止運動に使用することは、会員の思想、良心の自由に対する侵害であり、憲法に違反すると考えます。

これにつき、見解をお聞かせください。

第8点

会費の一部が死刑廃止運動に使用されることを不満として会費を納入しない会員がいた場合、その会員を懲戒処分するのか、との本総会での質問に対して、執行部は「それは所属単位会が決めることである」と答弁しました。

この問題について、所属単位会が行った懲戒処分に対して行政不服審査、法による審査請求があっても、日弁連は常に単位会の決定どおりにするということですか。

第 9 点

個々の弁護士が死刑廃止の意見を持ち、廃止運動に取り組むことは自由であり、私達はこれについてとやかく言う積もりは全くありません。

ただ、その人達は、死刑存置論者も納める会費や弁護士会の名前を使用すべきではなく、あくまで自らの資金と自分の名前で運動すべきである、と考えます。

これについて会長の意見をお示してください。

第 10 点

会員の思想信条にかかわり、賛否の分かれる死刑存廃問題について、日弁連が一部の者の意見に荷担する立場に立つことは、会員間の深刻な対立を招き、会の存立を揺るがすことになりかねません。現に総会において、その旨の意見が出されました。

この点について、明確な見解をお示してください。

第 11 点

日弁連の活動が会費収入によっている以上、会財政に最大の注意を払うのが会長の義務であります。

ところが会長は、本総会で「会長報酬が 2 年間で 5700 万円である」と指摘されるや「そんな多額な報酬を貰っているとは知らなかった。(質問を聞いて)初めて知って驚いている。報酬に恥じない仕事をする」と、答弁をされました。

自分の報酬さえ知らないくらいですから、会の財務には関心がなく、会長名で会員に送った予算書、決算書も見えていないと思われれます。報酬には、大阪からの旅費やマンションの賃料も含まれているとのことですが、そうであるなら、そういう会計処理自体に問題があります。

弁護士の経済状態は深刻で、弁護士であることを隠してアルバイトで生活をする会員もいるやに聞きます。退職金を含むとはいえ、5700万円は大金です。

会長が、会費や会財政に対する関心が希薄であることは、憂うべき問題です。

会費、会財政、会務、会長報酬に対する意見を伺います。